

県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について (5月11日以降の対応について)

令和2年5月4日
宮崎県教育委員会

政府の緊急事態宣言の延長を受けて、宮崎県教育委員会としては、以下のとおり対応する。

1 対応について

全ての県立学校の臨時休業を5月24日(日)まで延長する。
なお、登校日の設定及び登校日における学習活動は可能とし、25日(月)の完全再開に向けて、段階的に取組を進める。

(1) 登校日の設定について

- 校長の判断で5月11日(月)より、登校日の設定及び登校日における学習活動を実施することができる。
- 進路等の影響を考慮し、最終学年の児童生徒等の学習活動については、優先的に実施することができる。また、その場合は、他の学年についても計画的に実施すること。
- 特別支援学校については、児童生徒等の障がいの種類や程度等を踏まえた検討を行った上で、登校日の実施については判断すること。
- 設定する場合には、「国から示された3つの条件」が同時に重なることを回避するために、児童生徒等の時差登校や分散登校を計画し実施すること。

分散(学年別)登校の例

3年生：月水金に登校日を実施 2年生：火木の午前に登校日を実施
1年生：火木の午後に登校日を実施

※3つの条件(①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集する空間、③近距離での会話等)

(2) 登校日の学習活動について

- 指導要録上の「授業日数」には含まれないものとして取り扱うこと。
- 学習評価には反映することができる。
- 一定の要件を満たす場合には、学校の再開後等に再度授業において取り扱う必要はない。

※ 「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」(令和2年4月10日付け文部科学省初等中等教育局長通知)

(3) 部活動について

- 部活動は5月11日(月)から5月24日(日)の間も中止とすること。

(4) その他

- 学校長の判断で、必要に応じて、学校図書の貸出日及び運動場の開放日を設定することができる。

2 教職員の勤務について

- 校長は、職員室等での「国から示された3つの条件」が同時に重なることを回避するために、教職員の時差出勤や在宅勤務等について、業務に支障のない範囲で認め、計画すること。

3 児童・生徒及び保護者への対応

- 県立学校には、保護者等からの相談に応じる（休日・祝日を除く）窓口を設置すること。
- 今回の措置について、児童生徒等及び保護者へは学校からホームページやメール等で周知すること。

4 学校再開後の教育課程等について

- 臨時休業に伴い、学校再開後には、学習の遅れを補充するための授業日の変更等の措置を講じることが予想される。校長は、対応策（案）について、5月22日（金）までに高校教育課、特別支援学校は特別支援教育課に提出すること。詳細については別途通知する。

（例）学校行事等の削減、長期休業期間の短縮、土曜日の授業実施等

5 その他

- 登校日の実施にあたっては、文部科学省初等中等教育局長通知（別添写し）の「（2）各教科等の指導における感染症対策について」等を参照し、感染拡大防止に努めること。
- 対応方針は、今後の国の動向や感染の状況等を見ながら総合的に判断し、適宜見直すこととし、5月25日（月）以降の対応等を含め、5月21日（木）までに連絡を行う。